

「学力に関する証明書」入手後の手続きについて

本説明は、次の方が対象となります。

○新たに特別支援学校教諭2種免許状を取得する方

○特別支援学校教諭2種免許状を取得後、特別支援学校で3年以上の教員経験があり、本認定講習で必要単位を修得し、1種免許状を申請する方

1 新たに特別支援学校教諭2種免許状を取得する場合の申請手続き

Q 1 先日の講習の中で、道教委の担当者から、今年度の認定講習に係る「学力に関する証明書」については、12月中旬に発行されるとの連絡がありました。

この「学力に関する証明書」を受けた後、特別支援学校教諭免許状を取得するために、どのような申請手続きが必要となりますか？

A 1 特別支援学校教諭免許状の授与申請方法については、北海道教育委員会ホームページに掲載しております。

該当ページに係るURLは次のとおりですので、参考にしてください。

(新たに特別支援学校教諭2種免許状を取得する場合)

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/tokushimenbetsu7.html>

(特別支援学校教諭2種免許状を1種免許状に上進する場合)

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/tokushimenbetsujoshin.html>

2 新たな免許状が手元に届くまでの期間

Q 2 特別支援学校教諭免許状の授与申請が道教委に到着後、どれくらいの期間で新しい免許状が申請者の手元へ届くのでしょうか？

A 2 通常、不備のない申請書類を道教委で受け付けた日をもって、免許状の授与年月日としています。

申請者のお手元に免許状が届くのは、書類受付日の末締めの日から2ヶ月後となっております。

(例) 令和4年4月15日に不備のない申請書類が道教委に届くと仮定した場合、免許状に記載される授与年月日は令和4年4月15日となります。

しかし、申請者のお手元にこの免許状が届くのは、令和4年6月末となります。

3 教員免許の更新関係(旧免許状所持者の場合)

Q 3 平成21年4月以前に授与された教員免許状を有しています(旧免許状所持者)。新たに特別支援学校教諭免許状を取得することで、教員免許を更新したいと考えています。

新しい免許が手に入れば、特に更新手続きを行う必要はありますか？

A 3 旧免許状所持者の修了確認期限は、所有している免許状毎にそれぞれ付されているものではなく、「その人自身」に付されているため、その方が(平成21年4月以降に)新たな免許状を取得した場合であっても、そのまま何もしなければ、修了確認期限は延期されません。

修了確認期限を延期するためには、「新たに免許状が授与されたこと」を理由として、「修了確認期限の延期申請」を行っていただく必要があります。

○「修了確認期限延期申請」の手続き方法については、北海道教育委員会ホームページ

に掲載しております。

該当ページに係るURLは次のとおりですので、参考にしてください。

<http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/kyuushinseikyumen.htm#syuuryou2>

4 修了確認期限延期申請の時期1（旧免許状所持者）

Q4 平成21年4月以前に授与された教員免許状を有しています（旧免許状所持者）。
修了確認期限は「令和5年3月31日」となっております。
新たに特別支援学校教諭免許状を授与された後、これを理由として「修了確認期限延期申請」を行い、修了確認期限を延期したいと考えています。
いつまでに延期申請すれば良いのですか？

A4 新たに免許状がお手元に届いた後、修了確認期限の2ヶ月前までに「修了確認期限延期申請書」を提出していただく必要があります。

令和4年4月15日付けで新たに特別支援学校教諭免許状が授与されたとします。

その後、令和5年1月31日までに「修了確認期限延期申請」を行っていただくことで、最長「令和14年4月15日」まで、修了確認期限を延期することが可能となります。

なお、延期申請を期限ギリギリまで提出しないことには、大きなリスクが伴います。

万一、申請期限ギリギリで提出した延期申請書類に不備があった場合、延期申請が認められず、免許状が失効してしまう恐れがあるため、早めに延期申請をしていただくことをお勧めします。

5 修了確認期限延期申請の時期2（旧免許状所持者）

Q5 平成21年4月以前に授与された教員免許状を有しています（旧免許状所持者）。
修了確認期限は「令和7年3月31日」であり、時間的な余裕はあります。
令和4年4月頃に、新たに特別支援学校教諭免許状の授与申請をし、「新たな免許状の授与」を理由として「修了確認期限延期申請」を行い、修了確認期限を延期したいと考えています。
いつから「修了確認期限延期申請」を行うことができますか？

A5 令和4年4月に新たに免許状を取得した後、修了確認期限の2ヶ月前（令和7年1月31日）までであれば、いつでも「修了確認期限延期申請」を提出することが可能です。

6 教員免許の更新関係（新免許状所持者の場合）

Q6 私の教員免許状は、全て平成21年4月以降に授与されました（新免許状所持者）。
新たに特別支援学校教諭免許状を取得して、教員免許を更新したいと考えています。
新しい免許が手に入った場合、教員免許更新手続きを行う必要はありますか？

A6 新免許状所持者の場合、（旧免許状所持者の修了確認期限が「その人自身」に付されているものとは異なり、）所有している教員免許状毎に期限（有効期間満了の日）が付されます。

そして、有効期間満了の日が異なる複数の新免許状を所持する場合、最も遅い有効期間満了の日自動的に統一されます。

すなわち、新免許状所持者が新たに免許状を取得することにより、所有している全ての免許状の有効期間満了の日は、最も新しい免許状の有効期間満了の日自動的に統一されます。

以上のことから、新免許状所持者が新しい免許を取得した場合、教員免許更新手続きを行う必要はありません。